検討区分	検討事項案	現行指針の記載等	実態調査等から把握できた実態(暫定値)	方向性案
	「治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故」の報告対	2-2 初期対応時(事故発生直後~事故後1週間程度)の取組 (3) 学校の設置者等への報告,支援要請 ○ 学校は、死亡事故及び治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故が起こった場合には、学校の設置者等に速やかに報告を行う。	【教育委員会向け調査】 ○過去3年間(令和2年度~令和4年度)の学校管理下における死亡事故及び治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故の発生状況 01.死亡事故があった 02.治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故があった 23.4% 03.死亡事故及び重篤な事故はなかった 23.4% 03.死亡事故及び重篤な事故はなかった 23.4% 03.死亡事故及び重篤な事故はなかった 23.4% 01.定めている、死亡事故及び治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故があった場合の都道府県所管課への報告の方法等 01.定めている 83.3% 02.定めていない 16.7%  ●「学校事故対応に関する指針」に基づく対応における困りごと(記述) ・骨折など30日以上の負傷が用具の通常の使用の範囲または用具の不使用の場合でも報告対象なのか判断に迷う。	
国への一報	全国への再発防止の観点からも、国への報告の徹底が必要か。	2-2 初期対応時(事故発生直後~事故後1週間程度)の取組 (3)学校の設置者等への報告,支援要請 ○ 死亡事故については,都道府県教育委員会又は指定都市教育委員会は国まで一報を行う (以下,国立学校の設置者及び私立・株式会社立学校の場合の都道府県等担当課も同じ。)。	【教育委員会向け調査】  ○発生した死亡事故の都道府県教育委員会への報告 (市区町村教育委員会のみ) 01. 全て報告した 96.0% 02. 報告していないものもある 0% 03. 全て報告しなかった 0%  ○発生した死亡事故の国への報告 (都道府県及び指定都市教育委員会のみ) 01. 全て報告したいないものもある 5.9% 03. 全て報告していないものもある 5.9% 03. 全て報告しなかった 29.5%  ●報告したかった主な理由(記述) ・交通事故については報告していない。・報告要件に関する認識が違っていた。(交通事故であったので、報告しなくてよいと考えていた。)・報告が必要であることを認識していない課が一部にあったため。  【都道府県私学担当向け調査】  ○発生した死亡事故の国への報告 01. 全て報告した 40.0% 02. 報告していないものもある 20.0% 03. 全て報告しなかった 40.0% 03. 全て報告しなかった主な理由(記述) ・報告することについて理解していなかった。 ・事件性がなく、また生徒に持病があったことによる病死であったことから報告の必要はないと判断した。	
基本調査の報告	基本調査の報告の在り方は、再発防止の観点から見直しが必要か。	一子校において死亡事故及び2-2 (3) の報告対象となる死亡以外の事故のすら、子校の設置者が必要と判断した事故については、学校は、速やかに「基本調査」に着手し、原則として3日以内を目途に、関係する全ての教職員から聴き取りを実施すると共に、必要に応じて、事故現場に居合わせた児童生徒等への聴き取りを実施する。 ○ 基本調査の実施方法等については、「3-2学校による基本調査の実施」に記する。	(その他: (死亡) 交通事故については実施していない。 通学途中の交通事故によるものであり、教育活動に起因するものでなかったため。 : (重症) 初期対応時の学校の事故報告で十分であり、基本調査は不要であると判断したから。 事故の原因等について、その因果関係が自明であるため。 通常に起こり得る怪我(骨折等)であったため 等)	

1A = 1 == A	IA = 1 -+			
検討区分	検討事項案	現行指針の記載等	実態調査等から把握できた実態(暫定値) <u>【教育委員会向け調査】</u>	方向性案
基本調査の実施主体	基本調査の実施主体は、学校でよいか。	3-2学校による基本調査の実施 (2) 調査の実施主体 ○ 基本調査は、事実関係を整理するため、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の 期間中に得られた情報を迅速に整理するものである。このため、学校の設置者の指導・助言の 下、基本調査は原則として学校が実施する(私立・株式会社立学校については、都道府県等担 当課が、必要に応じて支援・助言を行う。)。	(「死亡事故」及び「治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故」があったと回答した教育委員会のみ) ○学校において「基本調査」を実施する場合の課題 01. 特に課題はなかった 66. 3% 02. 教育委員会が基本調査を行うための判断をする基準が明確ではなかった 5. 3% 03. 基本調査を行う人員が十分に確保できなかった学校があった 05. 基本調査を行う人員が十分に確保できなかった学校があった 1. 2% 06. その他 2. 29% 06. その他 18. 3% (その他:単独事故の場合は特に児童生徒からの聞き取りでは、情報があいまいであることがある。聞き取り内容が十分でない学校があった。警察等の別主体により調査が実施された場合、詳細な情報を提供してもらえないことがある。関係生徒の心のケアに配慮しながら聴き取りを行う必要があった。等) 【都道府県私学担当向け調査】 (「死亡事故」又は「治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故」の報告があったと回答した都道府県の み) ○学校側が行う「基本調査」への支援・助言等(基本調査の人的支援や基本調査の在り方に関する助言等) 01. 必要に応じ支援・助言等を行った 02. 特に支援・助言等は行っていない 33. 3% ○学校側への「基本調査」の結果の提供 01. 求めていない	
詳細調査の実施在り方	詳細調査の実施主体は、設置者でよいか。	3-4 詳細調査の実施 (1) 調査の実施主体 (1) 調査の実施主体 (調査の実施主体 (調査委員会を立ち上げその事務を担う)は、学校、学校の設置者又は都道府県等担当課が考えられる。 ・公立学校及び国立学校における調査の実施主体は、特別の事情がない限り、学校ではなく、学校の設置者とする。 ・私立学校及び株式会社立学校における調査の実施主体は、学校の設置者であるが、死亡事故等が発生した場合であって、学校法人の求めに応じ、必要と認められる際には、当該事故が発生した学校における教育の根幹に関わる重大事態であることに鑑み、都道府県等担当課が行うことができるとする。 (市区町村教育委員会、都道府県等担当課が調査を実施する場合は、その求めに応じて都道府県教育委員会が支援を行うことが望まれる。	<ul> <li>【教育委員会向け調査】</li> <li>○詳細調査を行う場合の調査委員会の設置(予定を含む)</li> <li>0.1 首長部局が有している常設の調査機関を活用した</li> <li>0.2 事前に調査委員会の設置に関する準備を進めており、それを基に事後に設置した</li> <li>13.0%</li> <li>18.1%</li> <li>18%</li> <li>(その他:教育委員会に設置している附属機関の部会を活用している。学校事故に備えた附属機関を設けており、調査事業の発生時に活用する。いじめ対策の委員会と準用する。等)</li> <li>○詳細調査を実施する場合の課題</li> <li>0.1 教育委員会が詳細調査を行うための判断をする基準が明確になっていない</li> <li>14.6%</li> <li>03.調査委員会の委員の人選に苦慮する</li> <li>10.5%</li> <li>04.教育委員会における人員が少数なため、調査委員会の運営に苦慮する</li> <li>10.5%</li> <li>13%</li> <li>(その他:詳細調査に関わる課が複数あり、進行管理が複雑になっている。直近の設置が平成24年のため、詳細調査に関わった経験がある職員が少なく、運営に苦慮することが想定される。)</li> <li>【都道府県教育委員会向け調査】</li> <li>○小規模な地方公共団体など、調査委員会設置が困難な地域を支援する体制の平常時の整備</li> <li>1.整備している</li> <li>8.8%</li> <li>02.整備しているい</li> <li>85.3%</li> <li>○学校及び市町村教育委員会の事故発生後の対応が不十分であると考えられる場合に適切な対応を促すこと</li> <li>1.6していない</li> <li>2.8</li> <li>2.9</li> <li>3.3%</li> <li>○学校及び市町村教育委員会の事故発生後の対応が不十分であると考えられる場合に適切な対応を促すこと</li> <li>1.6していない</li> <li>3.3%</li> <li>(2.4していない</li> <li>3.5、3%</li> <li>3.3%</li> <li></li></ul>	
詳細調査の実施在り方	私立学校の詳細調査の実施主体は、設置 者でよいか。	3-4詳細調査の実施 (1)調査の実施主体 ○調査の実施主体 ○調査の実施主体(調査委員会を立ち上げその事務を担う)は、学校、学校の設置者又は都道府県等担当課が考えられる。 ・公立学校及び国立学校における調査の実施主体は、特別の事情がない限り、学校ではなく、学校の設置者とする。 ・私立学校及び株式会社立学校における調査の実施主体は、学校の設置者であるが、死亡事故等が発生した場合であって、学校法人の求めに応じ、必要と認められる際には、当該事故が発生した学校における教育の根幹に関わる重大事態であることに鑑み、都道府県等担当課が行うことができるとする。 ○ 市区町村教育委員会、都道府県等担当課が調査を実施する場合は、その求めに応じて都道府県教育委員会が支援を行うことが望まれる。	【都道府県私学担当向け調査】 (「死亡事故」又は「治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故」の報告があったと回答した都道府県の み) ○学校の詳細調査への移行の判断に当たっての必要に応じた支援・助言等 01. 詳細調査への移行の判断に当たっての支援・助言等を行った	

検討区分	検討事項案	現行指針の記載等	実態調査等から把握できた実態(暫定値)	
詳細調査に移行する判断基準	① 詳細調査に移行すべき事案の考え方をより分かりやすくする必要があるか。 ② 詳細調査に移行の判断の支援が必要か。	3-3 詳細調査への移行の判断 (1) 詳細調査への移行の判断 ○ 「詳細調査」とは、基本調査等を踏まえ必要な場合に、学校事故対応の専門家など外部専門家が参画した調査委員会において行われる詳細な調査であり、事実関係の確認のみならず、事故に至る過程を丁寧に探り、事故が発生した原因を解明するとともに、事故後に行われた対応についても確認し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指すものである。 ○ 詳細調査への移行の判断は、基本調査の報告を受けた学校の設置者が行う。その際、私立・株式会社立学校については、必要に応じて、都道府県等担当課が支援・助言を行うことと	【教育委員会向け調査】 (「死亡事故」及び「治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故」があったと回答した教育委員会のみ) ○「詳細調査」の移行の判断に関する外部有識者等の意見 01. 参考にした 死亡11. 9% 重症 6. 3% 02. 参考にしていない 死亡85. 7% 重症92. 4% ○その外部有識者等の属性 01. 大学の教員 死亡40. 0% 重症15. 8% 02. 弁護士 死亡60. 0% 重症28. 4% 03. その他 死亡20. 0% 重症21. 1% ○「詳細調査」の実施 01. 全て実施した 死亡23. 8% 重症 6. 9% 02. 一部のみ実施した 死亡 2. 4% 重症 7. 2% 03. 全て実施していない 死亡71. 4% 重症84. 9%	
被害児童生徒等の家族への配慮した支援		5. 被害児童生徒等の保護者への支援 ○ 被害児童生徒等の保護者への丁寧な説明、継続的なサポート ○ 児童生徒等、被害児童生徒等の保護者、教職員に対する心のケア ○ 災害共済給付の請求 ○ コーディネーターによる事故対応支援 ・設置者が必要に応じて、被害児童生徒等の保護者と学校の双方にコミュニケーションを取ることができ、中立の立場で、被害児童生徒等の保護者と教職員、両者への支援を実施するコーディネーターを派遣 (事故対応の知見を有する都道府県又は市区町村の職員を想定、地域の実情によっては、事故対応に精通した学識経験者にコーディネーター役を委嘱する等も考えられる)	数音委員会向け調査	
事故の再発防止に向けた情報発信		4 再発防止策の策定・実施 (1) 調査委員会の報告書の活用 ○ 調査の目標・目的に照らし、今後の学校事故予防・再発防止に調査結果を役立てることが必要である。 ○ 学校又は学校の設置者は、報告書の提言を受けて、当該校の教職員や同地域の学校の教職員間等で報告書の内容について共通理解を図るなどし、速やかに具体的な措置を講ずるとともに、講じた措置及びその実施状況について、適時適切に点検・評価する。その際、その求めに応じて、都道府県教育委員会は域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県等担当課は所轄の学校に対して必要な支援・助言を行う。 ○ 学校又は学校の設置者は、報告書の提言を受けて、被害児童生徒等の保護者の意見も聴取りするなどして、より具体的、実践的な再発防止策を策定し、それを実践するよう努める。 ○ 調査委員会から調査結果の報告を受けた学校の設置者は、調査の実施主体が報告書を公表した後、公立学校における市区町村立学校(指定都市立学校を除く。)の場合は、都道府県教育委員会は国にも報告書を提出する。国立学校の場合は、学校の設置者は国にも報告書を提出する。私立・株式会社立学校の場合は、学校の設置ない、学校の設置者が調査の実施主体となった場合は、都道府県等担当課に報告書を提出し、都道府県等担当課は国にも報告書を提出する。 ○ 国においては、報告された調査報告書の概要を基に事故情報を蓄積し、教訓とすべき点を整理した上で学校、学校の設置者及び都道府県等担当課に周知することにより、類似の事故の発生防止に役立てる。※令和2年3月に『「学校事故対応に関する指針」に基づく詳細調査報告書の横断整理』を作成	【都道府県私学担当向け調査】 ○「学校事故対応に関する指針」に基づく対応の徹底に当たり、文部科学省に実施してほしい施策等   01. 詳細調査実施における教育委員会向けの相談窓口等の設置(詳細調査実施に当たり、助言を行う学校事故に関する有識者の紹介等)   19. 4%   02. 私学所管課向け研修会の実施   03. 「学校事故対応に関する指針」に基づく対応に関する学校現場に分かりやすい資料等の提供	

資料1-2

			一次子以外心に因うる治則」元色しい法則于次分(木)			又411
検討区分	検討事項案	現行指針の記載等	実態調査等から把握できた実態(暫定値)		方向性案 方向性案	
指針の運用に関する周知徹底	指針の周知は十分か。	<ul><li>○学校安全ポータルサイトに掲載</li><li>○学校安全担当者会議、研修で周知</li></ul>	【教育委員会向け調査】 ○学校事故の再発防止に役立つ支援策として、文部科学省に実施してほしい施策等 01. 全国の学校での死亡事故や重篤な事故の発生要因等に関するわかりやすい資料等の提供 02. 学校事故対応に関する研修講師等派遣の一層の充実 03. 外部人材や関係機関と連携した学校事故防止に資する先進事例の提供 04. その他 05. 現時点で特に求めるものはない  【都道府県私学担当向け調査】 ○学校事故の再発防止に役立つ支援策として、文部科学省に実施してほしい施策等 01. 全国の学校での死亡事故や重篤な事故の発生要因等に関するわかりやすい資料等の提供 02. 学校事故対応に関する研修講師等派遣の一層の充実 03. 外部人材や関係機関と連携した学校事故防止に資する先進事例の提供 04. その他 05. 現時点で特に求めるものはない	65. 0% 19. 9% 40. 9% 0. 8% 18. 8%  52. 8% 13. 9% 22. 2% 0. 0% 41. 7%		
指針の全体構成	現行の指針の構成などの改善が必要か。					

【その他】 上記のほかに、見直すべきものはないか

<b>検討区分</b>	検討事項案	現行指針の記載等	実態調査等から把握できた実態(暫定値)	方向性案